個人住民税額を計算し、5

3

4

納入書など

(総括表付)

知書(納稅義務者用)

資料を基に特別徴収による

た給与支払報告書やその他

月までの期間に給与所得者 れた金額を6月から翌年5 務先は、その書類に記載さ その勤務先に送付する。勤 月末日までに下記の書類を 得者の勤務先から提出され

入することとなる。

の給与から天引きをし、

地方公共団体は、給与所

特別徴収における手続

民税の特別徴収と



はじめに

先を経由して届けられるこ 納税義務者用の「特別徴収 ている。しかし、近年では 幹をなす制度として存続し 制度は、現在に至るまで給 税額の決定通知書」が勤務 与所得者の個人住民税の根 れた個人住民税の特別徴収 和26年の改正により導入さ シャウプ勧告を受けて昭

今後のあるべき方向性に関 保護の観点からの問題点や 地から問題とされるなど問 るとともに、プライバシー 別徴収制度の概観を振り返 本稿では、個人住民税の特 題点が散見される。そこで して考えていきたい。

とがプライバシー保護の見

用)」は特別徴収義務者を

の決定通知書(納税義務者

「特別徴収税額の決定通

近年問題とされているの

体に納入する特別徴収制度 税を差し引いて地方公共団 書』をきっかけに昭和26年 使節団第二次日本税制報告 に市区町村の選択制で採用 事業主が従業員に代わ 昭和25年の『シャウプ 毎月給与から個人住民 では個人住民税の特別徴収 組が行われたのが記憶に新 義務者を一斉に指定する取 えずに存続している。近年 現在に至るまでほぼ形を変 収方法とされた。その後、 い(東京都では平成29年

特別徴収制度の成り立ちと現状

② 特別徴収税額の決定通 知書(特別徴収義務者用) ① 特別徴収税額の決定通 特別徴収事務関係書類 があると考えられるので、 れており、他人には知られ(障害者、寡婦等)が含ま 納税義務者用の特別徴収税 由して従業員に交付される れてしまう可能性がある。 産所得、利子·配当所得、 知る必要のない主たる給与 額決定通知書には

事業主が /ライバシーの保護上問題 時所得等)や控除情報 気得以外の所得情報(不動

問題点 プライバシー保護の観点からの

らかの措置を講じてほし 納税義務者用の特別徴収税 施状況は(表)のとおりで 載されていた秘匿措置の実 たが、この相談に対する総 義務者用)」を送付してい 収税額の決定通知書(納税 秘匿措置を施した「特別徴 の自治体においては独自に い。」との相談が寄せられた。 主が知る必要のない情報に 額決定通知書において事業 務省自治税務局の回答に記 ついては秘匿するための何 この相談以前より、一部

られるものであるが、そこ

由して納税義務者に届け

護の見地からは問題がある することが可能となってい ることは、プライバシー保 あった。

と言わざるを得ない。

される。特別徴収義務者に

おいてこれらの内容を確認

の所得の有無や扶養、障害

民税の金額のみならず、他

には特別徴収される個人住

の有無といった事項も記載

相談員に対し「事業主を経 実際、平成28年には行政 集計結果の主な内容

ない理由として、地方税法 体が秘匿措置を実施してい また、この回答には自治

秘匿措置の実施状況(対象:1,741 市町村) ・実施済み又は実施予定あり:924 市町村(53.1%) ・実施予定なし:817 市町村(46.9%) 秘匿措置の方法(対象:924 市町村) ・圧着式:734 市町村(79.4%) ・シール貼付:77 市町村(8.3%) ・その他:12 市町村(1.3%) ・未定:101 市町村(10.9%)

経由して通知する』と規定 いて、『特別徴収義務者を 課は、「地方税法上は納税 とや予算が確保できないこ 義務者用の税額通知書につ 総務省自治税務局市町村税 となどが挙げられていた。 していることから、 この相談及び回答に関し 一義務付けられていないと

> 税法上想定されている」こ 規定によって、主たる給与 収義務者(事業主)が税額 えている」としており、こ とを前提に、「地方税法の 内容を確認することは地方 員)に渡す際に、宛名等の れが現段階での ることはやむを得ないと考 所得以外の所得情報や控除 通知書を納税義務者(従業 情報等の情報を事業主が知 一応の結論

解決策とその課題

動きはないと考えられる。 えると、現段階では大きな 要請」は、平成30年10月30 は必要と思われるため、解 題とされていないことを考 度第1回個人住民稅検討 日に開催された「平成30年 護の観点から何らかの対処 れたが、第2回以降では議 会」においても採り上げら しかし、プライバシー保 「個人情報の秘匿措置の

独自の判断に任せられてい あれば、現在地方公共団体 税額の決定通知書(納税義 交付される点にある。この 務者用)」が特別徴収義務 ハシーの保護を考えるので 者を経由して納税義務者に 次策を検討してみたい。 最大の問題は「特別徴収 化が実現すると、個人住民 れているが、この現年課税

きな負担が発生する可能性 その場合であっても、秘匿 設けるなど、何らかの法的 が必要とされることから地 措置には相応の予算の確保 な手当をする必要がある。 報漏洩を防ぐための罰則を 方公共団体の財政事情に大 る秘匿措置の強制化や、

年課税を現年課税に変更 2つ考えられる。 一つは個 する方向性は大きく分けて する場合、この問題を解決 課題として古くから議論さ 税化は個人住民税の最大の 法とすること。この現年課 (住民税に関して現行の前 制度自体の変更を前提と 所得税と同様の課税方 の決定通知書(納税義務者 どによって「特別徴収税額 載や地方自治体への申請な ることは困 考えると一 えられるが うにいくつ

とはない。 徴収義務者に通知されるこ が、確定申告の内容が特別 の処理となる。現在の制度 算されるという所得税同様 が年末調整や確定申告で精 税に関して に比べ作業は煩雑となる しも特別徴収税額

となる。 が、地方公共団体には郵送 は必要ないと考えられる 務者を経由せずに納税義務 の決定通知書を特別徴収義 であれば法的に大きな変更 単に郵送先を変更するだけ 者へと直接送付すること。 大きな負担が発生すること コストなど もう一つ)秘匿措置同様に は納税義務者用

としては、 化やマイナ 知される制度が考えられ このほか現代的な解決策 た、納税義務者に直接通 ポータルを利用 決定通知の電子

望みたい。

されないことや、この通知 の通知が納税義務者に郵送 選択肢を納税義務者に与え かと思われるが、プライバ は個人住民税の確定行為と てみてはどうだろう。税額 われる点などの検討は必要 しての性質を有するともい ー保護という目的を果た

参考文献

あると考える。

す方策として一考の余地が

との関係について 一わが国 日景智「所得税と個人住民税 実際』(弘文堂、昭和61年) 碓井光明『地方税の法理論と 個人所得課税のメカニズム -」(税務大学校論叢39号、平

用)」の送付を不要とする

創

【四谷】

子情報で送ることが可能と 別徴収税額決定通知書を電 可能性を検討」の記載があ 得できるようにする、マイ る。これらの方法が実現す 得できるようにするなどの 術的には可能と考えられる。 じて特別徴収義務者向け特 別徴収義務者の同意がある 者を経由せずに従業員が取 子的に送信して従業員が取 実施計画では「事業者に電 われるため、早急な整備を されていることからも、技 2閣議決定された規制改革 すでに地方税法では、特 応の解決を見ることと思 合には、eLTAXを通 ば、特別徴収制度とプラ ポータルを利用して事業 また、平成29年6月9日 バシー保護を巡る問題は

おわ りに

として、確定申告書への記 それが難しい場合には一案 講じる必要があるのではな 問題ではなく、税理士業界 制度の普及などの諸問題を 問題に関しては、上記のよ 的に解決が図れるのであれ としても何らかの解決策を える。とはいえ看過できる 随するプライバシー保護の ばそれが最善ではあるが、 いだろうか。もちろん法律 特別徴収手続とそれに付 四難であるとも思 朝一夕に解決す 、法律、予算、 かの解決策が考